

別記様式第1号(第四関係)

生穂・佐野地域活性化計画

兵庫県・淡路市

令和3年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	生穂・佐野地域活性化計画	市町村名	淡路市	地区名	生穂・佐野地域	計画期間	R3～R6
都道府県名	兵庫県						

目標：

海と山とが隣接する生穂・佐野地域の地形を活かし、来訪者との交流を図る研修・拠点施設、地域資源を提供できる農家レストラン、新たな雇用を創出する水産加工販売施設、農山漁村と京阪神からの来訪者を結ぶ滞在型施設を整備することにより交流人口の増加を図る。

また、交流をきっかけとした農業・水産業の担い手の確保や耕作放棄地の解消、地産地消の推進等、農業・水産業の課題解決を目指し、農山漁村の活性化を図る。

定量的な目標：生穂・佐野地域の交流人口（3年間の平均値（平成29年度～令和元年度））は24万3千人であり、今回の事業実施を契機とし供用開始3年後の令和8年度までの平均交流人口は27万7千人に増加すると想定し、3万4千人の増加を目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要：

兵庫県南部の淡路島北部から中部に位置する淡路市は、東に大阪湾、西に播磨灘を臨み、総面積184.28平方キロメートルを有し、淡路島全体の約3割を占めている。

気候は、温暖で降水量の比較的小さい瀬戸内海気候に属しており、年間平均気温は15～17℃、年間平均降水量は年度や地域によって差異はあるが、概ね1,500mm前後である。

農業の形態では、温暖な気候条件を利用したレタス、たまねぎなどの野菜、果樹、花き等の栽培のほか、中山間地域という条件から、繁殖和牛の飼育を中心とした畜産等、県内でも最も農業が盛んな地域となっている。

漁業の形態では、豊富な海の幸を生かして、小型底引き網漁業でのカレイ類やエビ、アナゴ、タコのほか、船びき網漁業でイカナゴやシラスを漁獲している。また、生シラスなどのブランド化を進め、ノリやワカメの養殖のほか、資源回復に向け、稚魚の種苗放流等により「つくり育てる漁業」を推進している。

なお、生穂・佐野地域は淡路市のほぼ中央部付近に位置し、大阪湾に面しており、また、海岸地域と中山間地域が隣接している区域でもある。

現状と課題

【現状】

①今回計画する生穂・佐野地域のうち興隆寺地区は、溪谷沿いの山里にあり、高齢化率74%で、限界集落となっていることから、少子高齢、人口減少への歯止めが大きな地域課題となっている。野田尾地区も高齢化率48%であり、同様の課題を抱えている。あわせて佐野地区では、小学校が平成29年3月で閉校となり、新たな空間づくり(校舎跡地の利活用)が求められている。

②農業の担い手不足が深刻で、耕作放棄地が増加傾向にあり、鳥獣被害防止対策も喫緊の課題となっている。

【課題】

①各地区が連携し地場産業、観光資源の掘り起こしを行い、交流人口の増加を図ることによって、地域の活性化、賑わいの復活、雇用の場の創出を推進する等の対策が求められている。

②将来的な視点から、滞在型施設も併せて整備することで定住人口の増加も視野に入れた取り組みが求められている。

③耕作放棄地の解消、鳥獣被害防止対策として、市民農園やキャンプ場の整備によって農村の景観保全を図る必要がある。鳥獣被害防止総合対策事業を活用し実施しているジビエ処理加工施設も対策の一環である。

今後の展開方向等

①旧佐野小学校において、水産物処理加工施設(見える工場)及びそれに付随する産直コーナー、カフェスペースを整備し来訪者の増加及び新たな雇用の創出を図る。

②野田尾・興隆寺地区において、滞在型市民農園、キャンプ場、交流・研修施設を整備し、農業、農村の良さに触れてもらうきっかけづくりや、都市と農村との交流の促進を図る。

③地場産品(シシ肉、青パパイアなど)を提供するレストランを整備し、新鮮な地元食材を知ってもらうことでブランド化と販路拡大を図る。

④来訪者が地域を周遊できるような導線(里山ハイキングコース、神社仏閣巡り、子ども連れを想定した海と山のイベント)を提案し、3つの地域が一体となり人が行き交い賑わいのある農山漁村を創出する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
淡路市	生穂・佐野地域(野田尾地区)	農林漁業・農山漁村体験施設(農林漁業・農山漁村体験施設)滞在型市民農園	淡路市	有	ハ	
淡路市	生穂・佐野地域(興隆寺地区)	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)農家レストラン	合同会社興隆寺	有	ハ	
淡路市	生穂・佐野地域(興隆寺地区)	農林漁業・農山漁村体験施設(農林漁業・農山漁村体験施設)滞在型市民農園	淡路市	有	ハ	
淡路市	生穂・佐野地域(興隆寺地区)	自然環境等活用交流学習施設(自然環境保全・活用交流施設)キャンプ場	淡路市	有	ハ	
淡路市	生穂・佐野地域(興隆寺地区)	地域住民活動支援促進施設(高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設)交流研修施設	淡路市	有	ハ	
淡路市	生穂・佐野地域(佐野地区)	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)水産物処理加工施設	株式会社さの小	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
淡路市	生穂・佐野地域(興隆寺地区)	鳥獣被害防止総合対策事業 ジビエ処理加工施設	淡路市	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

生穂・佐野地域(兵庫県淡路市)	区域面積	557ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該地区は、周囲を海と山に囲まれた農業が盛んな地域であり、当該地区の総面積は557haで、土地利用の内訳は農地が174ha、山林が308ha、宅地が29ha、その他(原野、雑種地、公衆用道路等)が46haであり、農林地が86.54%を占めている。また、当該地区内における全就業者数に対する農林漁業従事者数の割合(2015国勢調査)は14.77%(農林漁業294人/総数1,990人)であり、農業が重要な産業となっている。		
②法第3条第2号関係： 生穂・佐野地域の人口(住民基本台帳に基づく人口・人口動態)は平成22年(2010年)から平成27年(2015年)の間に4,795人から4,435人に約7.5%減少している。また農家戸数(農林業センサス)においても担い手不足等により、平成22年(2010年)から平成27年(2015年)の間に379世帯から303世帯と約20.1%減少している。人口減少や高齢化が進んでいることから、交流人口の増加による地域活性化及び、それに連動した雇用の場の創出により移住・定住促進に繋げることが必要となっている。		
③法第3条第3号関係： 今回計画する地域のうち、野田尾、興隆寺地区は、都市計画区域外であり、人口密度が低く、農業的な土地利用が多い自然豊かな農村的地域である。 佐野地区は、旧佐野小学校が都市計画区域内ではあるが市街化区域でない。かつては小学校を中心として家屋、商店が建ち並ぶ土地であったが、少子高齢化の進展に伴い地域の賑わいが喪失され、平成29年3月には児童数の減少に伴い小学校が閉校となったことから、地域活性化に資する新たな空間づくりが求められており、市街地を形成している区域でない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考	
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設		
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別		
淡路市野田尾	字西731番	田	休耕田	1639	所有権	●●●●	●●●●					口	滞在施設	
淡路市野田尾	字西733番	田	休耕田	1360	所有権	●●●●	●●●●					口	滞在施設	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	滞在施設	木造平屋	59m ²	200m ² /1区画	令和4年 令和5年	59m ² ×5棟
建築物						
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

令和6年4月

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	
淡路市興隆寺	字小坂359番	田	田	981	所有権	●●●●	●●●●				□	滞在施設	
淡路市興隆寺	字小坂360番	田	田	386	所有権	●●●●	●●●●				□	滞在施設	
淡路市興隆寺	字小坂352番	田	休耕田	600	所有権	●●●●	●●●●				□	滞在施設	
淡路市興隆寺	字小坂300番	4	雑種地	59	所有権	●●●●	●●●●				□	滞在施設	
淡路市興隆寺	字小坂302番	1	田	95	所有権	●●●●	●●●●				□	滞在施設	
淡路市興隆寺	字小坂302番	1	田	14	所有権	●●●●	●●●●				□	滞在施設	
淡路市興隆寺	字庵ノ岡635番・636番1合併	田	休耕田	747	所有権	●●●●	●●●●				□	滞在施設	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	滞在施設	木造平屋	84m ²	300m ² /1区画	令和4年 令和5年	84m ² *5棟
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

令和6年4月

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針	今回計画している地域は高齢化が進展し、人口減少、農村の活力低下が課題となっている。 そこで、農林地を滞在型市民農園、キャンプ場として活用することで、地域間交流を促進し、定住人口増加の足掛かりとするために所有権を移転して事業を実施する。	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法	(対価の算定) 近傍類似の土地の通常取引の価額に比準して算定される額を基準とする。 (対価の支払) 指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払う。	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項	売買	

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画の達成状況については、事業実施期間(R3～5年度)終了後、3年間の評価期間(R6～8年度)に効果発現状況を把握し、令和9年度に生穂・佐野地域において計画に関わる施設の交流人口数等について、第三者の意見を聞き、目標達成状況の検証を行う。

生穂・佐野地域

活性化区域図

【関連事業】鳥獣被害防止総合対策事業
ジビエ処理加工施設
淡路市興隆寺 940-1

自然環境保全・活用交流施設
キャンプ場
淡路市興隆寺 115-1 他

農林漁業・農山漁村体験施設
滞在型市民農園
淡路市興隆寺 360 他

高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設
地域住民活動支援促進施設
淡路市興隆寺 626

地域連携販売力強化施設
農家レストラン
淡路市興隆寺 706 他

地域連携販売力強化施設
水産物処理加工施設 施設 1F
淡路市佐野 900

農林漁業・農山漁村体験施設
滞在型市民農園
淡路市野田尾 731 他

